

山北町広報等有料広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山北町が発行する広報やまきた、広報やまきたおしらせ版及び町民カレンダー（以下「広報等」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 広報等に広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン等の内容の範囲等は、山北町有料広告掲載要綱（平成18年山北町告示第25号）及び山北町有料広告掲載基準（平成18年山北町告示26号）の規定に準ずるものとする。

2 町税の滞納がある者の広告は掲載しないものとする。

(広告掲載の優先順位)

第3条 広告掲載の優先順位は、次の順序によるものとする。

- (1) 地域の活性化につながり、町内に事業所等を有するものの広告。
- (2) 私企業のうち公共性の高いものの広告。
- (3) 前2号に該当しないものの広告。

(広告の掲載位置)

第4条 広報等への掲載スペースについては、次の各号によるものとし、掲載位置は町長が定めるものとする。

- (1) 広報やまきたにおいては、裏表紙中段若しくは下段又は本稿下段とする。
- (2) 広報やまきたおしらせ版においては、各ページ下段とする。
- (3) 町民カレンダーにおいては、各月面とする。

(広告の規格及び掲載料)

第5条 広告の規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

2 公報を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）が、複数回にわたり掲載を申し込んだ場合、直前の掲載から1年を経過していないときに限り、当該掲載料は、前項で定められた掲載料から1割相当額を差引いた額とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、広報やまきた、広報やまきたおしらせ版、町ホームページ等により行う。

(広告の掲載申込み等)

第7条 申込者は、広報やまきたへの掲載については掲載希望月の発行日の40日前までに、広報やまきたおしらせ版への掲載については発行日の20日前までに、町民カレンダーへの掲載については別に町長が定める日までに、広報やまきた、広報やまきたおしらせ版及び町民カレンダー有料広告掲載申込書(様式第1号)に広告の原稿案を添えて、町長に提出しなければならない。

2 同一申込者(前項の規定により申込みを行ったものをいう。)が申込みする広告は、広報やまきた及び広報やまきたおしらせ版への掲載については、1号につき1件とし、町民カレンダーへの掲載については、各月につき1件とし6か月を上限とする。

3 広告の原稿案を提出するにあたっては、申込者は広告のデザインに関して、事前に広報担当課と協議のうえ作成するものとする。

(広告の掲載決定等)

第8条 町長は、前条第1項の規定により申込みがあったときは、その内容を審査の上、広告掲載の可否について決定をし、広報やまきた(広報やまきたおしらせ版・町民カレンダー)有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 前項の決定を行うにあたり、同一掲載位置に、第3条に規定する優先順位を同じくする掲載申込みが複数あったときは、申込みの受付順に決定するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告原稿は、前条第1項の規定により決定の通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)が作成し、町長が指定した期日までに、掲載に必要な版下等の原稿を提出するものとする。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告主は、町長が指定する期日までに、町の発行する納付書によ

り掲載料を納付しなければならない。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(了解事項)

第12条 広告主は、次のことを了解するものとする。

(1) 掲載記事を、町ホームページに掲載するほか、町が認める機関が掲載すること。

(2) 掲載の可否については、山北町有料広告掲載要綱により、広報担当課が決定すること。

(広告の掲載の取消し)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の規定による広告掲載をする旨の決定を取り消すことができる。

(1) 指定の期日までに広告掲載料の納入がないとき。

(2) 広報等の作成上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、広告の掲載を取下げるときは、広報やまきた及び広報やまきたおしらせ版については取下げを行う広報紙の発行日の30日前までに、町民カレンダーについては発行の2か月前までに広報やまきた(広報やまきたおしらせ版・町民カレンダー)広告掲載取下げ申込書(第3号様式)により町長に申出なければならない。ただし、申出の締切日が町の休日にあたるときは、その前日とする。

2 町長は、前項の申出があったときは、広報やまきた(広報やまきたおしらせ版・町民カレンダー)広告掲載取下げ承認通知書(第4号様式)により、広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第15条 すでに納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、該当広告掲載料を還付するものとする。

2 前項の規定により、広告掲載料の還付を受けようとする広告主は、広報

やまきた（広報やまきたおしらせ版・町民カレンダー）広告掲載料還付請求書（第5号様式）により町長に請求するものとする。

（委任）

第16条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別途定める。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

広告の規格及び掲載料

掲載媒体	規 格		掲載料
広報やまきた	裏表紙	1種(12.0cm × 9.0cm)	20,000円
		2種(6.0cm × 18.0cm)	20,000円
		3種(6.0cm × 9.0cm)	10,000円
	本 稿	1種(12.0cm × 9.0cm)	14,000円
		2種(6.0cm × 18.0cm)	14,000円
		3種(6.0cm × 9.0cm)	7,000円
広報やまきた おしらせ版	1種(12.0cm × 9.0cm)		10,000円
	2種(6.0cm × 18.0cm)		10,000円
	3種(6.0cm × 9.0cm)		5,000円
町民 カレンダー	1種(5.0cm × 9.0cm)		36,000円
	2種(2.5cm × 9.0cm)		20,000円
	3種(2.5cm × 5.0cm)		12,000円